

< 「特定歴史公文書等の利用の方法申出書」記入に当たっての注意事項 >

1. 「利用の方法」の選択について

利用の方法(写しの交付を希望する場合は、併せて写しの作成方法及び交付の方法)については、同封した「特定歴史公文書等の利用の方法申出書」により申出を行ってください。申出書の提出は、外交史料館閲覧室受付への提出又は郵送のほか、FAX 送信により行うこともできます。

利用請求時に意思を表示し、利用決定後においても方法について変更がない場合には、電話等の連絡により申出書の提出を省略することができます。

利用方法は、閲覧又は写しの交付のいずれかを選択できます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることも可能です。

閲覧室における利用(閲覧)を選択される場合は、「外交史料館閲覧室で閲覧を実施できる日時」に記載されている日時以降に閲覧することができます。

写しの交付で「一部」を選ばれる方は、複写箇所に誤りがないよう、本欄に記載した連絡先までお問い合わせください。

2. 「写しの作成方法」の選択について

写しの交付を希望される方には、外交史料館において手数料及び郵送料(郵送を希望される場合のみ)を算出したうえで、同金額をお知らせいたします。手数料等の納付が確認されたのちに、写しの作成を行います。

写しの送付を希望される場合は、手数料のほかに、送付に要する費用が必要になります。

手数料の通知書等を郵送で受け取ることを希望される場合には、返信用の切手(90円切手)を同封してください。

3. 手数料の納付について

手数料の納付は、外交史料館閲覧室に来館の上、現金または印紙により直接納入、納付する方法又は印紙を所定の書類に貼付して館に郵便書留で送付する方法のいずれかによります。

手数料の通知書等を郵送で受け取ることを希望される場合には、返信用の90円切手を同封してください。返信用切手が同封されていない場合には、FAX や電子メール等の方法により同金額をお知らせします。

4. 利用制限に係る不服申立て等

決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、外務大臣に対し

て異議申立てをすることができます。

この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から 6ヶ月以内に、国を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

5. 閲覧及び閲覧室における写しの交付について

閲覧を希望する場合は、利用の当日、来館の際に、本通知書をご持参ください。

当該特定歴史公文書等が現に館において利用されている場合は、利用することができない場合がありますので、あらかじめご注意ください。

閲覧室における写しの交付を選択され、その旨を申し出られた場合は、利用の当日、来館の際に、本通知書をご持参ください。

6. 担当課等

利用方法、手数料の納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等ございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。